

本用紙（日本語見本）のご利用方法：

- 下記の見本に記載された情報をよくお読みください。
- 本用紙の見本を参考にして、英語で印刷された入国カード (INCOMING PASSENGER CARD) の各欄に必要な事項をご記入ください。

本用紙は見本ですので、何も記入しないでください。

入国カード		オーストラリア	
青色または黒色のペンを用い、英語で記入してください			
▶ 姓			
▶ 名			
▶ パスポート番号			
◆ 搭乗機または搭乗船名			
▶ オーストラリア国内での滞在予定先（住所）			
		州	
▶ オーストラリアに向こう1年間にわたって滞在する予定ですか？	はい	いいえ	
▶ オーストラリア国籍をお持ちでない方のみお答えください			
結核にかかっていますか？	はい	いいえ	
犯罪歴がありますか？	はい	いいえ	
誓約	署名	日	月 年
ここに記入した情報が事実であり、正確であり、完全なものであることを誓います。虚偽の申告を行なった場合には重大な処分が行なわれることを了承します。			

✕ を用いて下記すべての質問にお答えください。回答に確信が持てない場合は、はいに ✕ をご記入ください

▶ 下記の物品をオーストラリアに持ち込もうとしていますか？

1. 禁止または規制されている物。医薬品、ステロイド、不法わいせつ物、鉄砲、武器、不法な薬物 はい いいえ
2. 2250mlを超えるアルコール飲料、または紙巻タバコ50本または50gを超えるタバコ製品 はい いいえ
3. 贈答品を含めて、海外で入手した品物、あるいはオーストラリアの免税店等で購入した品物で、合計総額がAUD\$900を超える場合 はい いいえ
4. 業務／営業目的の物品／見本 はい いいえ
5. 豪ドルまたは外貨で合計AUD\$10,000相当以上 はい いいえ
注意：税関検査官または警察官に質問された場合、金額に関わらず、すべての旅行小切手、小切手、郵便為替またはその他の通貨代替物 (BNI) について報告を行う必要があります。
6. 食肉、家禽類、魚、海産食物、卵類、乳製品、果物、野菜類 はい いいえ
7. 穀類、種子、球根、わら、ナッツ類、植物、植物の部分、伝統的な医薬品、薬用・食用および香料用の草本植物、木製品 はい いいえ
8. 器具、ペットフード、卵、バイオテクノロジー製品、標本、鳥、魚、昆虫、貝殻、蜂製品を含む、動物、動物の体や毛の一部、およびそれらを使用した動物製品 はい いいえ
9. 土、または例えばスポーツ／レクリエーション用品、靴などのように土の付着した物品、もしくは淡水域で使用した物品 はい いいえ
- ▶ 10. 過去30日以内に家畜と接したり、農場、荒野地域、淡水の川／湖などに行きましたか はい いいえ
- ▶ 11. 過去6日以内にアフリカ、中南米またはカリブ海地域に行きましたか はい いいえ

裏面へ

Japanese

■ オーストラリアにおける連絡先

電話 ()

Eメール

住所 または 州名

■ 緊急時連絡先（家族、友人など）

氏名

Eメール

電話 または 郵送先住所

英語で記入してください

▶ A、B、C、いずれかの該当する項目に X をつけ、質問に答えてください

▶ この航空機または船舶に
搭乗した国

◆ 職業

▶ パスポートに記載されている国籍

▶ 生年 日 月 年
月 日

A オーストラリア
に永住目的

B 旅行者または一時入国者

年数 月数 日数

▶ オーストラリアでの滞在
予定期間

▶ 居住国

▶ オーストラリアを訪れる主な理由（一つのみ×）

大会／会議	<input type="checkbox"/> 1	就職	<input type="checkbox"/> 4	休暇	<input type="checkbox"/> 7
商用	<input type="checkbox"/> 2	教育	<input type="checkbox"/> 5	その他	<input type="checkbox"/> 8
友人あるいは親類訪問	<input type="checkbox"/> 3	展示会	<input type="checkbox"/> 6		

C オーストラリアに
帰国する居住者

▶ 国外で最も長く
滞在した国

当カードの両面の質問に完全に
答えたことを確かめてから、
到着時にパスポートと共に
提出してください。

この書類にご記入いただく情報は、オーストラリアの出入国、税関、検疫、統計、衛生、野生動植物、通貨を管理する各法令の施行に必要なものであり、当該情報の収集は法律により認可されています。これらの情報は、当該分野を管轄し、かつオーストラリア国の法律によって当該情報の受取を認可された、または義務付けられた機関に対してのみ開示されます。フォーム1442iのPrivacy notice (プライバシーに関する案内)は、当省のホームページ www.border.gov.au/allforms/ よりご覧いただくことができます。

06151508

© Commonwealth of Australia 2015
15 JAP (Design date 06/15)